



熊本県公報

第13167号
令和4年(2022年)
9月30日(金)
(毎週 火・金発行)

目次

告 示

- あさり資源特別回復区域の指定…………… (水産振興課) 1
- あさり資源育成促進区域の指定…………… (") 2
- 漁船保険義務加入に係る指定漁船調書の縦覧(畠口加入区外
1 加入区)…………… (団体支援課) 15
- 保安林の指定に関する予定…………… (森林保全課) 16
- 保安林の指定に関する予定…………… (") 16
- 保安林の指定に関する予定…………… (") 17
- 保安林の指定に関する予定…………… (") 17
- 保安林の指定…………… (") 17
- 保安林の指定…………… (") 18
- 道路の区域変更…………… (道路保全課) 18

公 告

- 熊本都市計画事業芝原土地区画整理事業に係る換地処分の完
了届…………… (都市計画課) 18
- 土地改良区の役員を選任等…………… (農村計画課) 18
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了…………… (建築課) 19

登 載 依 頼

- 第12回熊本県障害者の相談に関する調整委員会の開催
…………… (障害者の相談に関する調整委員会) 19

告 示

熊本県告示第658号

熊本県産あさりを守り育てる条例(令和4年熊本県条例第27号)第13条第1項の規定によりあさり資源特別回復区域として次のとおり指定したので、同条第4項の規定により公示する。

令和4年(2022年)9月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 指定した区域の概要

指定番号	区域指定組合の名称	代表者の氏名及び 主たる事務所の所在地
特別回復区域第1号	滑石漁業協同組合	橋本 孝 玉名市滑石1683

2 指定の期間 令和4年(2022年)9月30日から令和7年(2025年)9月29日まで

3 区域の位置 次の基点ア、イ、ウ、エ、オ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域。

- ア 北緯32度53分3.8秒、東経130度30分39.3秒
- イ 北緯32度52分40.9秒、東経130度31分28.0秒
- ウ 北緯32度52分17.2秒、東経130度31分8.8秒
- エ 北緯32度51分36.0秒、東経130度30分15.2秒
- オ 北緯32度52分8.1秒、東経130度29分51.8秒

4 区域図



熊本県告示第659号

熊本県産あさりを守り育てる条例（令和4年熊本県条例第27号）第14条第1項の規定によりあさり資源育成促進区域として次のとおり指定したので、同条第3項の規定によ

り公示する。
令和4年(2022年)9月30日

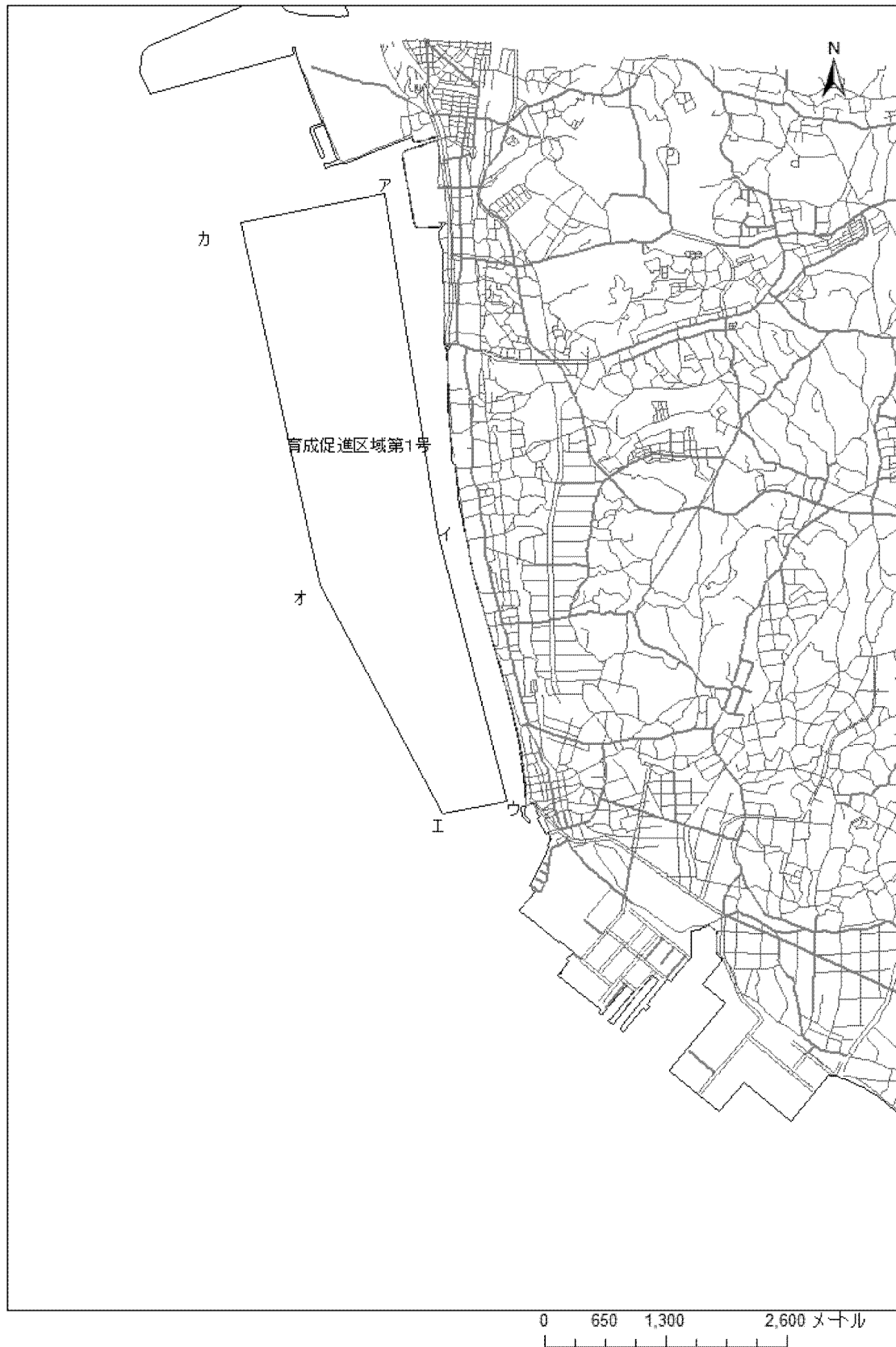
熊本県知事 蒲 島 郁 夫

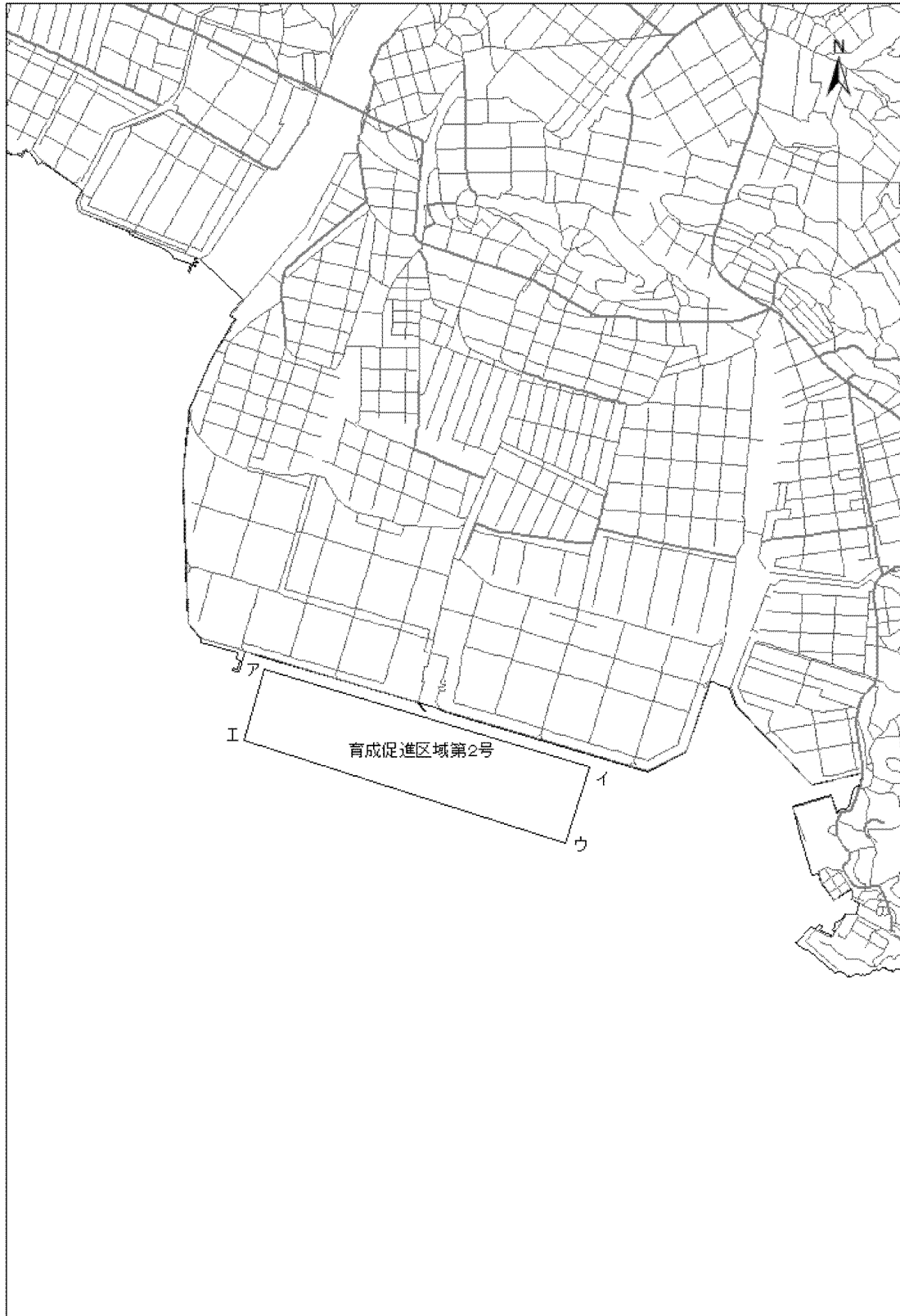
指定番号	区 域
育成促進区域 第1号	次の基点ア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアを順次に結んだ線によって 囲まれた区域。 ア 北緯32度59分25.2秒、東経130度25分25.5秒 イ 北緯32度57分26.7秒、東経130度25分48.0秒 ウ 北緯32度55分53.0秒、東経130度26分17.2秒 エ 北緯32度55分48.7秒、東経130度25分50.8秒 オ 北緯32度57分8.0秒、東経130度24分59.5秒 カ 北緯32度59分15.1秒、東経130度24分25.9秒
育成促進区域 第2号	次の基点ア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた 区域。 ア 北緯32度50分59.5秒、東経130度31分47.3秒 イ 北緯32度50分32.8秒、東経130度33分34.1秒 ウ 北緯32度50分11.6秒、東経130度33分26.4秒 エ 北緯32度50分39.7秒、東経130度31分40.4秒
育成促進区域 第3号	次の基点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ及びアを順次に結んだ線によ って囲まれた区域。 ア 北緯32度50分31.3秒、東経130度34分35.6秒 イ 北緯32度49分56.7秒、東経130度34分48.2秒 ウ 北緯32度49分44.1秒、東経130度34分40.5秒 エ 北緯32度49分32.7秒、東経130度34分57.5秒 オ 北緯32度49分33.3秒、東経130度35分18.5秒 カ 北緯32度49分18.3秒、東経130度35分4.6秒 キ 北緯32度50分0.6秒、東経130度34分5.0秒
育成促進区域 第4号	次の基点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ及びア を順次に結んだ線によって囲まれた区域。 ア 北緯32度48分34.7秒、東経130度35分40.1秒 イ 北緯32度48分33.7秒、東経130度36分2.7秒 ウ 北緯32度48分17.9秒、東経130度36分14.1秒 エ 北緯32度48分0.8秒、東経130度36分11.3秒 オ 北緯32度47分52.5秒、東経130度36分24.2秒 カ 北緯32度46分51.8秒、東経130度36分4.3秒 キ 北緯32度46分40.7秒、東経130度35分48.9秒 ク 北緯32度46分19.1秒、東経130度35分46.1秒 ケ 北緯32度46分18.5秒、東経130度35分17.9秒 コ 北緯32度46分54.0秒、東経130度35分18.2秒 サ 北緯32度46分54.4秒、東経130度34分25.4秒 シ 北緯32度47分37.6秒、東経130度35分12.2秒
育成促進区域 第5号	次の基点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ及びアを順次に結ん だ線によって囲まれた区域から、コ、サ、シ、ス及びコを順次に結ん だ線に囲まれた区域、セ、ソ、タ、チ及びセを順次に結んだ線によ って囲まれた区域並びにツ、テ、ト、ナ及びツを順次に結んだ線によ って囲まれた区域を除いた区域。 ア 北緯32度45分10.8秒、東経130度35分50.8秒 イ 北緯32度42分50.1秒、東経130度35分54.7秒 ウ 北緯32度42分16.9秒、東経130度34分45.6秒 エ 北緯32度42分10.5秒、東経130度34分43.7秒 オ 北緯32度42分2.0秒、東経130度34分2.1秒 カ 北緯32度41分32.4秒、東経130度33分24.8秒 キ 北緯32度41分59.5秒、東経130度32分44.5秒

	<p>ク 北緯32度42分57.1秒、東経130度32分58.1秒</p> <p>ケ 北緯32度45分1.5秒、東経130度34分31.8秒</p> <p>コ 北緯32度44分18.9秒、東経130度34分29.5秒</p> <p>サ 北緯32度44分10.0秒、東経130度34分36.1秒</p> <p>シ 北緯32度44分0.0秒、東経130度34分21.2秒</p> <p>ス 北緯32度44分15.0秒、東経130度34分11.3秒</p> <p>セ 北緯32度43分16.1秒、東経130度34分16.1秒</p> <p>ソ 北緯32度42分57.5秒、東経130度34分18.4秒</p> <p>タ 北緯32度42分55.9秒、東経130度34分0.4秒</p> <p>チ 北緯32度43分14.9秒、東経130度33分58.6秒</p> <p>ツ 北緯32度42分52.5秒、東経130度34分7.0秒</p> <p>テ 北緯32度42分40.8秒、東経130度34分19.7秒</p> <p>ト 北緯32度42分37.3秒、東経130度33分59.6秒</p> <p>ナ 北緯32度42分47.9秒、東経130度33分41.5秒</p>
育成促進区域 第6号	<p>次の基点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域。</p> <p>ア 北緯32度36分59.6秒、東経130度31分34.7秒</p> <p>イ 北緯32度37分7.2秒、東経130度32分11.3秒</p> <p>ウ 北緯32度37分26.2秒、東経130度32分33.4秒</p> <p>エ 北緯32度37分19.1秒、東経130度32分41.6秒</p> <p>オ 北緯32度37分19.9秒、東経130度33分24.4秒</p> <p>カ 北緯32度37分1.3秒、東経130度33分25.2秒</p> <p>キ 北緯32度36分58.2秒、東経130度32分14.1秒</p> <p>ク 北緯32度36分46.7秒、東経130度31分37.0秒</p>
育成促進区域 第7号	<p>次の基点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域。</p> <p>ア 北緯32度37分19.9秒、東経130度35分37.7秒</p> <p>イ 北緯32度37分27.6秒、東経130度36分0.6秒</p> <p>ウ 北緯32度37分36.7秒、東経130度36分17.8秒</p> <p>エ 北緯32度37分49.9秒、東経130度37分2.9秒</p> <p>オ 北緯32度37分51.8秒、東経130度37分18.2秒</p> <p>カ 北緯32度37分41.7秒、東経130度37分18.4秒</p> <p>キ 北緯32度37分39.2秒、東経130度36分52.5秒</p> <p>ク 北緯32度37分10.5秒、東経130度35分38.7秒</p>
育成促進区域 第8号	<p>次の基点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ、ス、セ、ソ、タ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域。</p> <p>ア 北緯32度37分23.1秒、東経130度37分49.3秒</p> <p>イ 北緯32度37分20.4秒、東経130度37分23.4秒</p> <p>ウ 北緯32度37分4.5秒、東経130度36分53.4秒</p> <p>エ 北緯32度36分15.0秒、東経130度37分57.6秒</p> <p>オ 北緯32度35分25.8秒、東経130度36分54.7秒</p> <p>カ 北緯32度35分40.8秒、東経130度36分33.5秒</p> <p>キ 北緯32度34分31.7秒、東経130度35分13.9秒</p> <p>ク 北緯32度32分32.2秒、東経130度33分48.1秒</p> <p>ケ 北緯32度32分36.1秒、東経130度33分17.9秒</p> <p>コ 北緯32度32分30.2秒、東経130度33分3.5秒</p> <p>サ 北緯32度32分21.2秒、東経130度32分56.9秒</p> <p>シ 北緯32度32分27.4秒、東経130度32分39.9秒</p> <p>ス 北緯32度34分1.4秒、東経130度34分4.0秒</p> <p>セ 北緯32度34分39.6秒、東経130度33分43.7秒</p> <p>ソ 北緯32度37分22.4秒、東経130度36分45.9秒</p> <p>タ 北緯32度37分31.9秒、東経130度37分47.7秒</p>

<p>育成促進区域 第9号</p>	<p>次の基点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域。 ア 北緯32度31分8.4秒、東経130度31分59.3秒 イ 北緯32度30分27.6秒、東経130度33分21.6秒 ウ 北緯32度30分5.5秒、東経130度33分11.0秒 エ 北緯32度30分2.8秒、東経130度32分43.3秒 オ 北緯32度29分49.5秒、東経130度32分29.2秒 カ 北緯32度28分50.8秒、東経130度32分33.5秒 キ 北緯32度28分38.6秒、東経130度32分46.5秒 ク 北緯32度28分37.8秒、東経130度32分4.1秒</p>
<p>育成促進区域 第10号</p>	<p>次の基点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域。 ア 北緯32度25分32.3秒、東経130度33分6.4秒 イ 北緯32度25分23.3秒、東経130度33分10.4秒 ウ 北緯32度25分23.1秒、東経130度32分53.9秒 エ 北緯32度25分13.6秒、東経130度32分40.6秒 オ 北緯32度25分5.8秒、東経130度32分36.4秒 カ 北緯32度24分48.9秒、東経130度32分27.2秒 キ 北緯32度25分9.8秒、東経130度32分18.9秒 ク 北緯32度25分30.2秒、東経130度32分46.9秒</p>

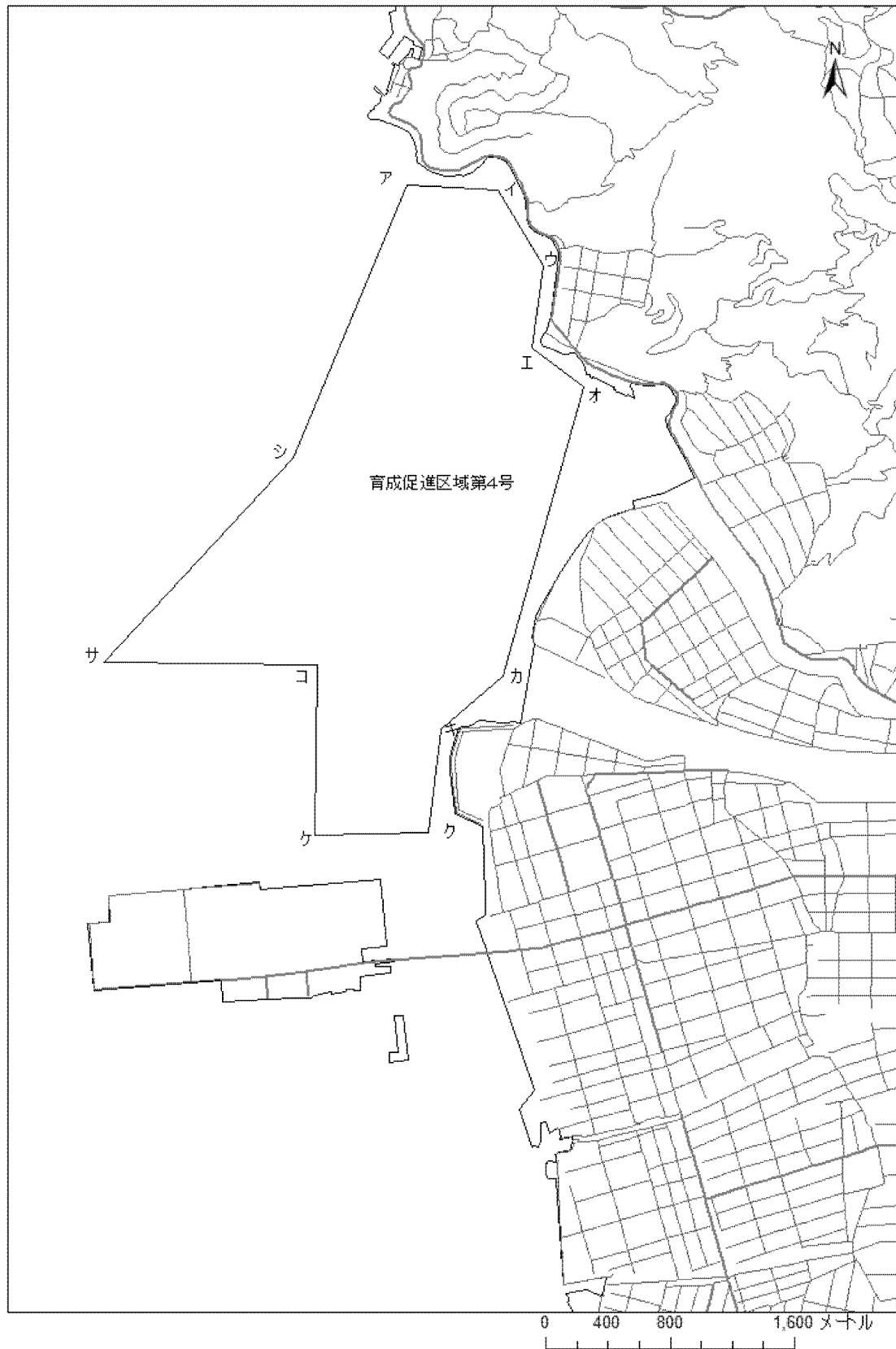
区域図

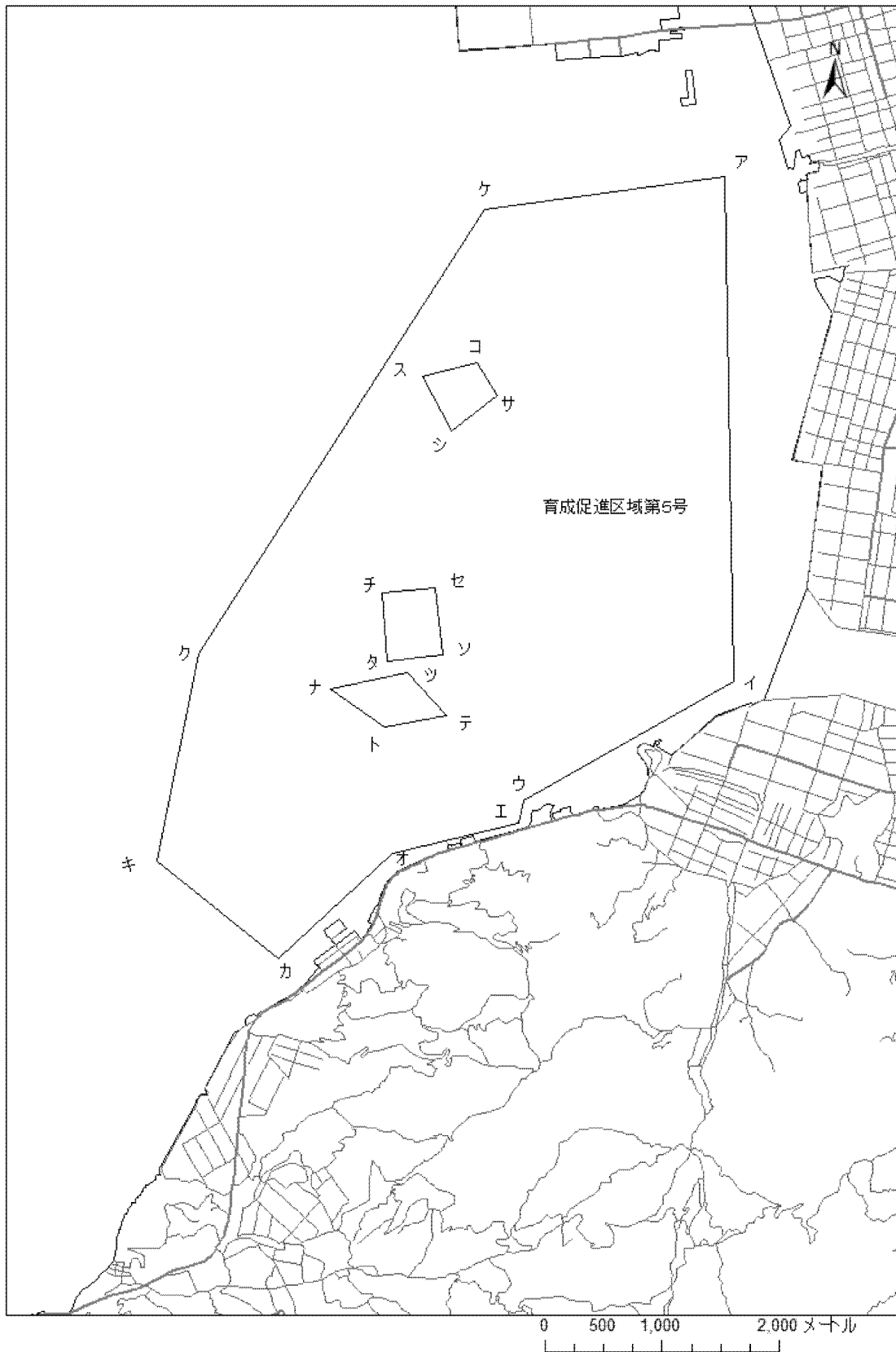


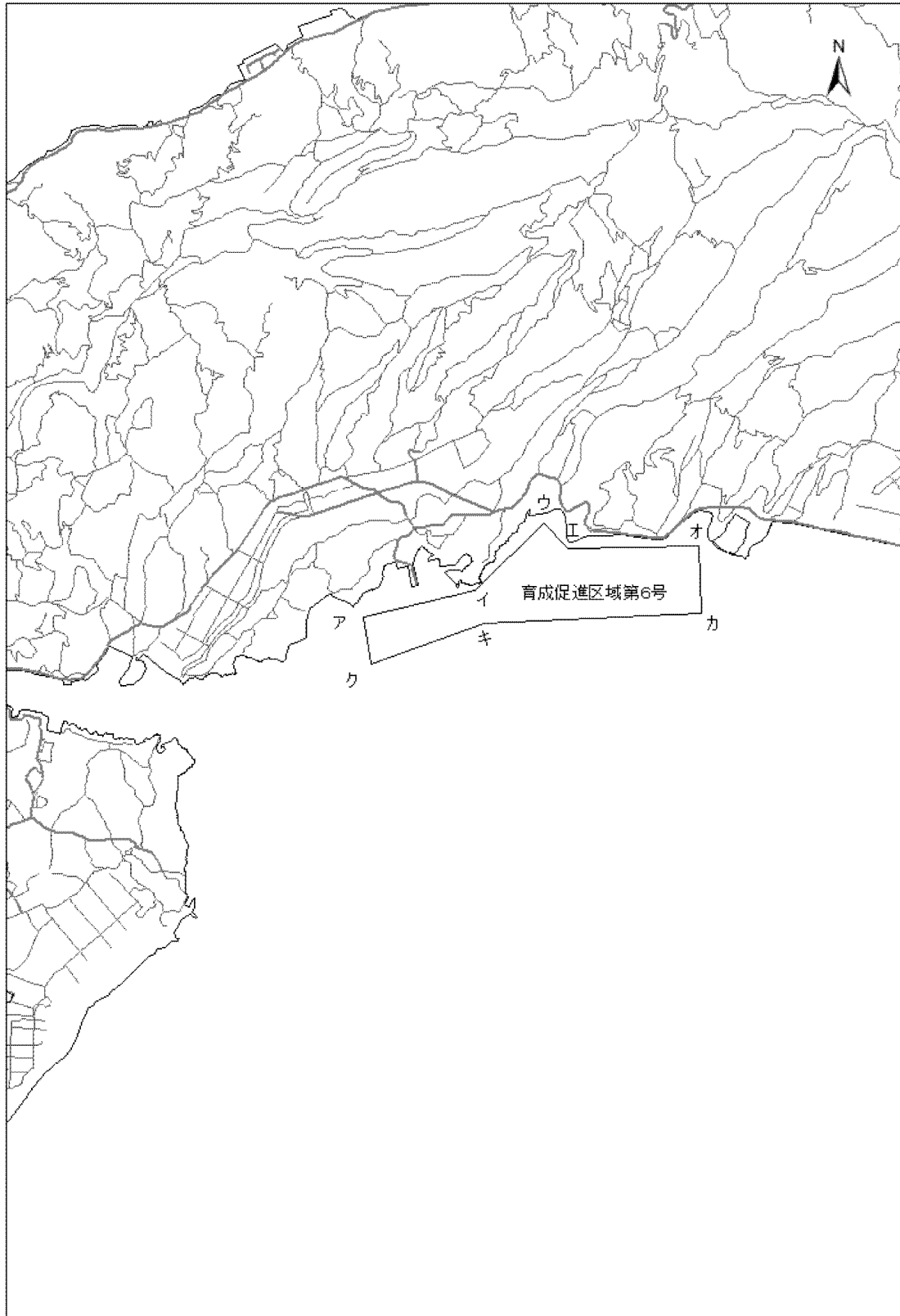


0 500 1,000 2,000メートル

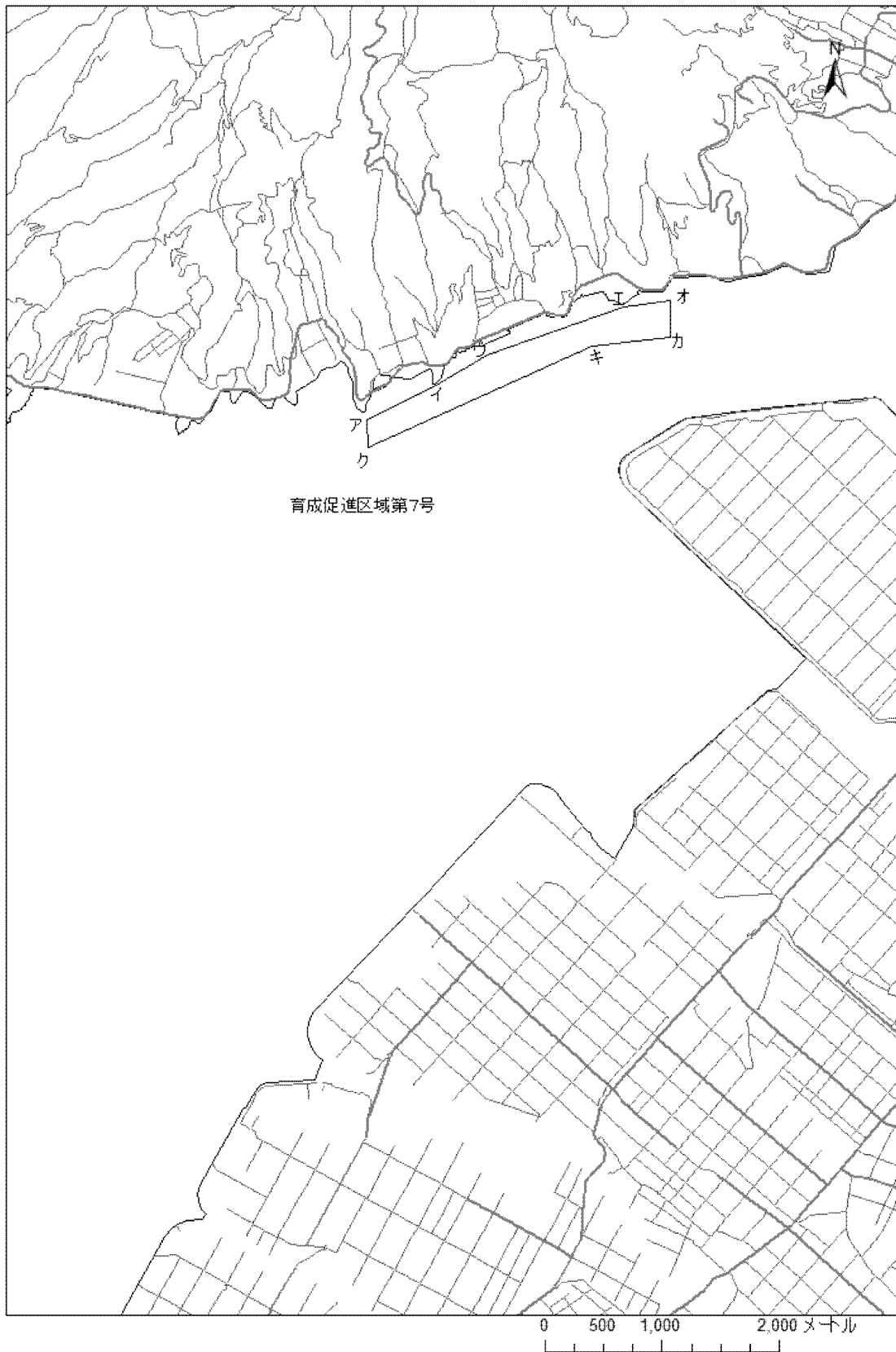


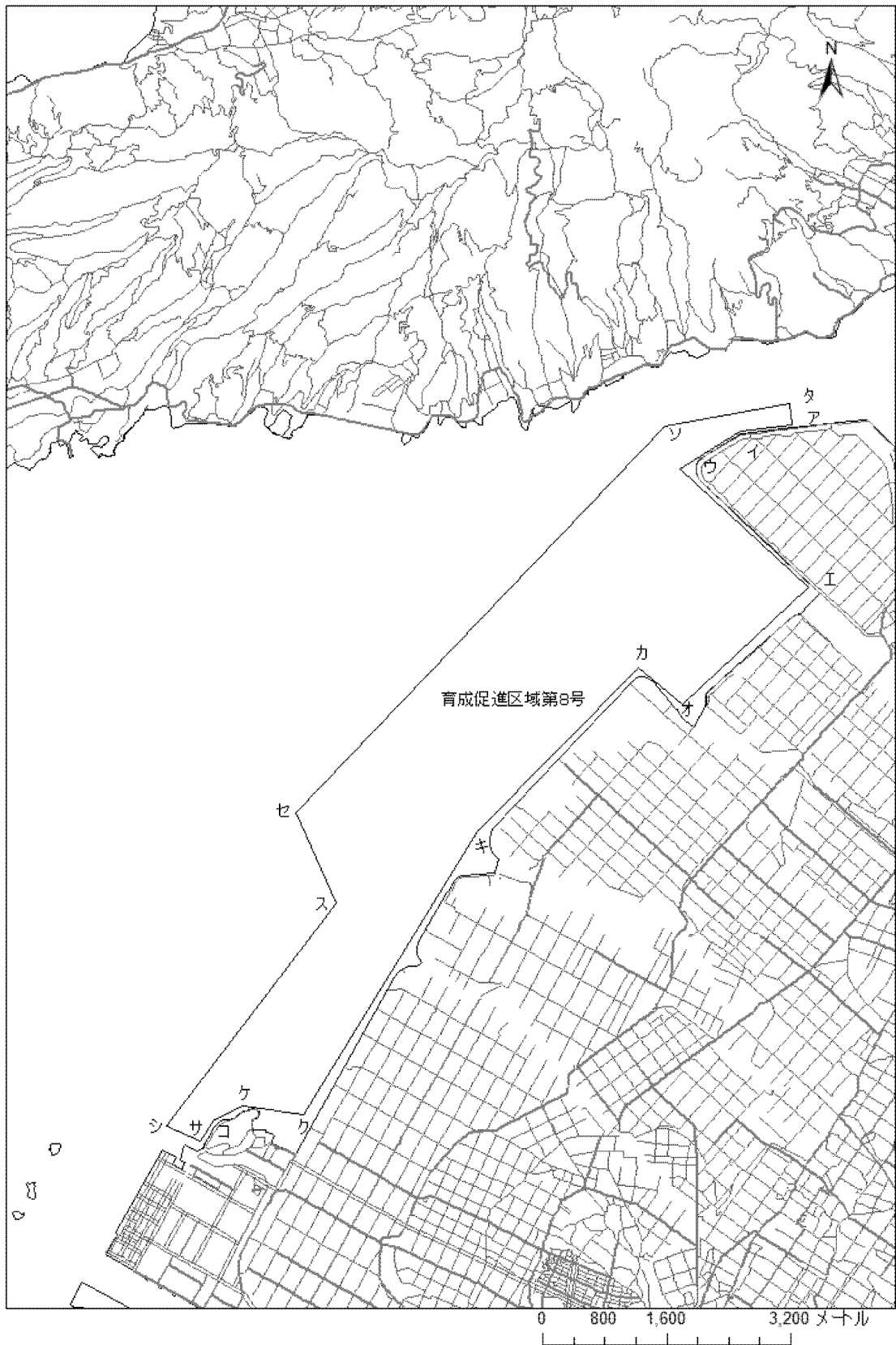




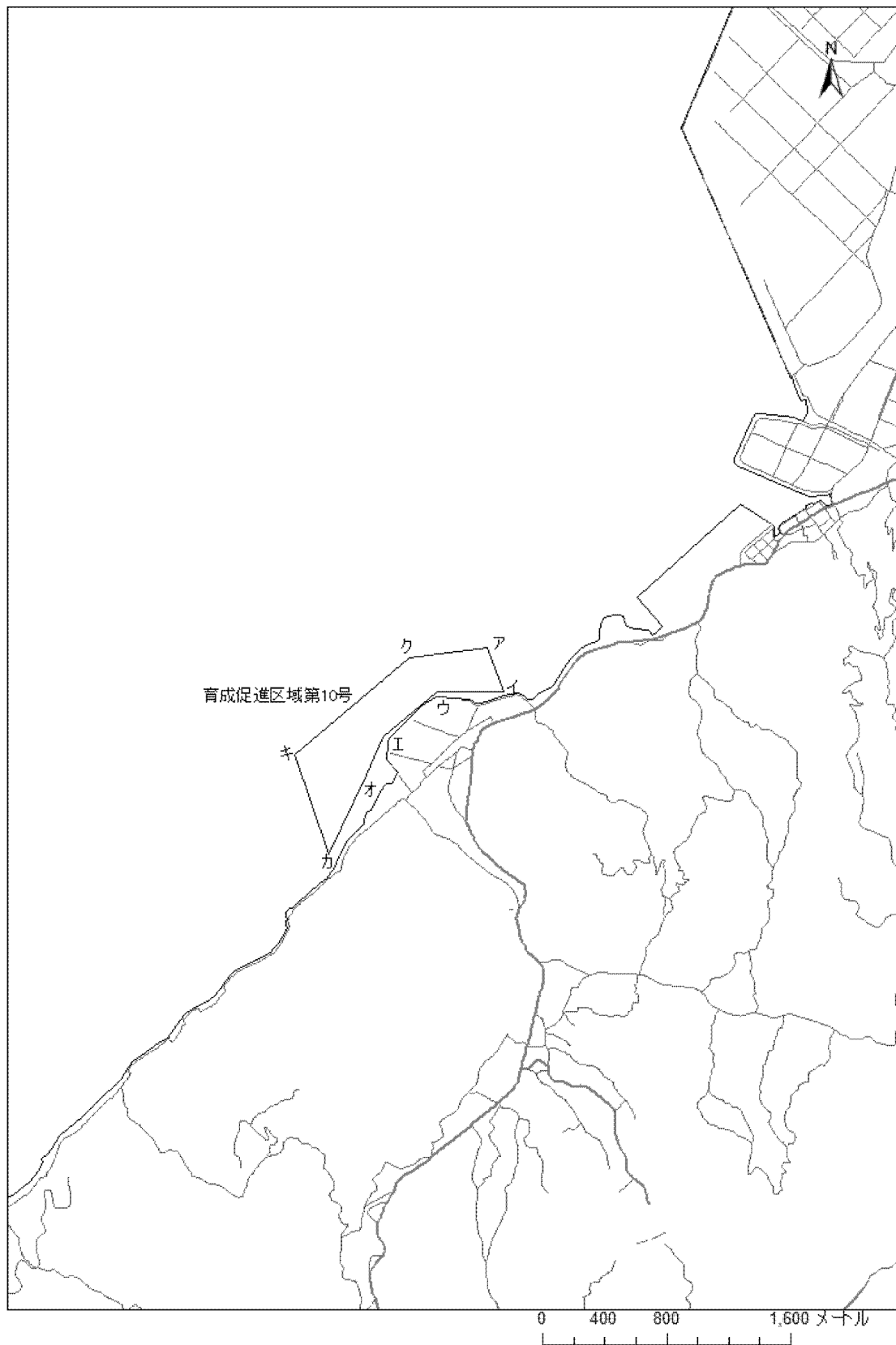


0 500 1,000 2,000メートル









熊本県告示第660号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号。以下「法」という。）第112条第1項の規定による同意を求めるため、漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第

5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定により次の表のとおり公示する。

なお、令和4年(2022年)9月30日から令和4年(2022年)10月14日までの間、次の表の縦覧場所に掲げる場所において、当該届出に係る指定漁船調書を縦覧に供する。

令和4年(2022年)9月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

加入区 の名称	発起人の住所及び氏名	法第113条第1 項の申出をする漁 業協同組合	縦覧場所
畠口加入区	熊本市南区畠口町2282番地 金森 英治 熊本市南区畠口町2245番地 丸山 修 熊本市南区畠口町2393番地2 野添 次郎	畠口漁業協同組合	畠口漁業協同組合
五和町加入区	天草市五和町二江72番地 吉田 健吾 天草市五和町二江4837番地 中原 孝二 天草市五和町鬼池2361番地1 佐藤 盛親	天草漁業協同組合	天草漁業協同組合

熊本県告示第661号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。

令和4年(2022年)9月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県菊池市龍門字上虎口1306番2
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字上虎口1306番2(次の図に示す部分に限る。)
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県県北広域本部並びに菊池市役所に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第662号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。

令和4年(2022年)9月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県山鹿市津留字多々羅2658番1、2660番1から2660番4まで、2680番1
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字多々羅2660番1・2660番2(以上2筆について次の図に示す部分に限る。)
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県北広域本部並びに山鹿市役所に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第663号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。

令和4年(2022年)9月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 保安林予定森林の所在場所 熊本県山鹿市菊鹿町山内字栗ノ拂2052番、2053番、2054番31、字扇野2075番1、2075番5、2076番1

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字栗ノ拂2052番・2053番・2054番31・字扇野2075番5・2076番1(以上5筆について次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県北広域本部並びに山鹿市役所に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第664号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。

令和4年(2022年)9月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 保安林予定森林の所在場所 熊本県山鹿市鹿北町岩野字竹の谷2441番22、2450番4、2450番10

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字竹の谷2441番22・2450番4・2450番10(以上3筆について次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県北広域本部並びに山鹿市役所に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第665号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和4年(2022年)9月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 保安林の所在場所 熊本県天草市深海町字池田631番1・748番2(以上2筆について次の図に示す部分に限る。)、739番2

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字池田748番2(次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県天草広域本部並びに天草市役所に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第666号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。
令和4年(2022年)9月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 保安林の所在場所 熊本県上天草市大矢野町中宇高山3142番1・3142番2・3142番4・3158番1・3160番1(以上5筆について次の図に示す部分に限る。)、3142番3、3146番2、3160番2

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県天草広域本部並びに上天草市役所に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第667号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和4年(2022年)9月30日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和4年(2022年)9月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
主要地方道	熊本高森線	上益城郡益城町大字杉堂字南小坂	前	12.0	271.2	土砂災害対策
		1528番1地先から同所		40.7		
		1529番1地先まで	後	12.4	271.2	
				55.9		

2 区域を変更する期日 令和4年(2022年)9月30日

公 告

熊本県公告第659号

土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第103条第3項の規定により嘉島町長荒木泰臣から熊本都市計画事業芝原土地区画整理事業の換地処分をした旨の届出があったので、同条第4項の規定により公告する。

令和4年(2022年)9月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県公告第660号

熊本市西区に事務所を置く池上土地改良区の役員が次のとおり退任及び就任した旨の届出があったので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第18項の規定により公告する。

令和4年(2022年)9月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

役職名	氏 名	住 所

退任		
理事	松田 邦俊	熊本市西区戸坂町19番3号
理事	福田 稔	熊本市西区池上町202番地
理事	福岡 忠秋	熊本市西区池上町2079番地
理事	竹崎 富士雄	熊本市西区池上町2099番地
理事	益田 良一	熊本市西区池上町613番地1
理事	橋本 洋樹	熊本市西区池上町2260番地1
理事	西山 春恵	熊本市西区池上町2821番地
理事	梅田 幸男	熊本市西区谷尾崎町1380番地
理事	西村 誠一	熊本市西区池上町1439番地
理事	大嶋 豊明	熊本市西区上高橋2丁目4番36号
監事	森山 哲也	熊本市西区池上町2051番地
監事	内田 高広	熊本市北区和泉町200番地
就任		
理事	大嶋 豊明	熊本市西区上高橋2丁目4番36号
理事	西山 春恵	熊本市西区池上町2821番地
理事	西 洋史	熊本市西区池上町2109番地
理事	谷崎 弘治	熊本市西区池上町2029番地
理事	橋本 洋樹	熊本市西区池上町2260番地1
理事	浅山 栄治	熊本市西区池上町1616番地
理事	益田 良一	熊本市西区池上町613番地1
理事	福田 稔	熊本市西区池上町202番地
理事	上村 竜春	熊本市西区谷尾崎町523番地
理事	松田 邦俊	熊本市西区戸坂町19番3号
監事	森山 哲也	熊本市西区池上町2051番地
監事	内田 高広	熊本市北区和泉町200番地

熊本県公告第661号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

令和4年（2022年）9月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
上益城郡益城町大字砥川字前畑1887番2の一部
387.49平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
上益城郡益城町大字砥川2436番地
河端 宣彦
河端 千晶

登載依頼

熊本県障害者の相談に関する調整委員会公告第1号

第12回熊本県障害者の相談に関する調整委員会を次のとおり開催する。

令和4年（2022年）9月30日

熊本県障害者の相談に関する調整委員会

- 1 開催日時
令和4年（2022年）10月6日（木）午前10時から午前11時30分まで
- 2 開催場所
熊本中央区水前寺6丁目18番1号
熊本県庁行政棟本館5階 審議会室
- 3 議題（予定）
（1）会長、副会長の選定について
（2）「障害のある人もない人も共に生きる熊本づくり条例」による相談活動等の実施状況について（令和3年度（2021年度））
（3）事例紹介

- (4) 法制度の最近の動向
- 4 傍聴者の定員について
10人
- 5 傍聴手続について
 - (1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付のうえ、係員の指示に従って入室することができる。
 - (2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
 - (3) 傍聴希望者で、傍聴に際して手話通訳、要約筆記等が必要な場合は、10月4日(火)までに下記問合せ先へ申し込むこと。
- 6 問合せ先
熊本市中央区水前寺6丁目18番1号
熊本県障害者の相談に関する調整委員会事務局(熊本県健康福祉部子ども・障がい福祉局障がい者支援課企画共生班)(電話 096-333-2236)